

岡山県農林水産総合センターにおける競争的資金等の運営・管理の行動規範

令和4年4月1日策定

岡山県農林水産総合センター（以下「総合センター」）が行う競争的資金等による試験研究の信頼性と公正性を確保し、競争的資金等の運営・管理を適正に行うための行動や判断の基準となる行動規範を次のとおり定める。

総合センターに所属する研究員及び事務職員等（以下「研究員等」）は、これを誠実に実行するものとする。

- 1 研究員等は、競争的資金等が貴重な税金等で賄われている公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究員等は、競争的資金等の使用に当たり、岡山県財務規則、競争的資金等の使用ルール及びその他関係法令・通知等を遵守しなければならない。
- 3 研究員等は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究員等は、競争的資金等の利用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究員等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。